

つがる西北五広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

平成11年 7 月15日
条 例 第 17 号

(趣旨)

第1条 この条例は、つがる西北五広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関して必要な事項を定めるものとする。

(議会の決議に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第292条において準用する法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付されなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第292条において準用する法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付されなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。